

労働に関する疑問や労使間のトラブルの解決をお手伝い!

労働相談

助言・あっせん



「有給休暇を請求したら『ない』って言われたけど、ホント?」「会社から一方的に解雇を通告された」など、日常の仕事の中で、労働に関する疑問や労使関係を巡るトラブルはありませんか?

気持ちよく仕事をしたい!島根県は、そんなあなたをバッカアップします。

このため、島根県では、労働相談窓口を設置しているほか、労働者個人と使用者との間に生じた労働条件等に関する紛争(個別労働関係紛争)の「助言」と「あっせん」を行っています。

いずれも無料で、秘密は守られますので、安心してご利用ください。

労 働 相 談

対象者	県内にお住まいの労働者・使用者、県内の事業所に勤務する労働者、県内の事業所の使用者など
相談内容	労働組合、賃金・退職金、労働時間等、労働に関する諸問題
相談方法	面談、電話、Eメール
実施機関	島根県商工労働部雇用政策課
所在地	松江市殿町1番地(県庁2階)
電話番号	0852-22-6557(労働相談専用)
ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/
受付時間	【面談・電話】原則として毎週月・水・金曜日 8:30~17:15 【Eメール】随時受付中。雇用政策課ホームページの専用フォームから送信してください。

助言・あっせん制度については裏面をご覧ください。

助言・あっせん

対象者	県内の事業所に雇用され、または雇用されていた労働者個人や、県内の事業所の使用者	
紛争内容	<p>解雇、懲戒処分、配転、賃金・賞与、退職金など、労使関係に関するもの (例)・会社から懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。 ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒絶している。 (私的トラブル、訴訟手続が進行中のもの、紛争発生から長期間経過し事実把握が困難なものなど、内容によっては対象とならない場合もあります。)</p>	
種類	助言 申請者本人に対して、公益・労働者・使用者各1名ずつの相談員が、専門・公正・中立な立場から助言します。	あっせん 紛争の相手方にも出席してもらい、公益・労働者・使用者各1名ずつのあっせん員が、当事者双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによる解決をお手伝いします。
日時・場所	労働委員会が相談日（原則として第2・第4木曜日）を指定し、労働委員会室（松江市）におでかけいただいて助言を行います。 (申請者の都合によっては、日時、場所等)を配慮します。	あっせんの日時、場所は、当事者双方の都合に配慮して決定します。
受付機関	島根県労働委員会	
所在地	松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎1階）	
電話番号	0852-22-5450	
ホームページ	https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoinkai/	

いずれの場合も、事前に所定の申請書を労働委員会に提出してください。申請書は労働委員会事務局、雇用政策課に備え付けてあります。申請は郵送でも受け付けますので、事前にご相談ください。

